

[別 添 1]

休日保育支援事業の交付算定限度額及び休日保育加算の人件費相当額は以下のとおりとする。
算定基準額の施設分類についても次のとおりとする。

※年度途中で事業を開始した施設については、対象となる月数に月額を乗じて交付算定限度額を算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始月の翌月を事業開始月として対象となる月数とし、算出する。

i) 施設分類

A : 保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、
事業所内保育事業 利用定員20人以上、
事業所内保育事業 利用定員19人以下 A型、

B : 小規模保育事業B型、
事業所内保育事業 利用定員19人以下 B型、

ii) 交付算定限度額

単位：円

年間延べ利用子ども数区分	施設分類A		施設分類B	
	年額	月額	年額	月額
210人以下	4,759,300	396,600	3,506,810	292,230
279人以下	4,966,670	413,880	3,659,610	304,960
349人以下	5,381,410	448,450	3,965,200	330,430
419人以下	5,796,150	483,010	4,270,800	355,900
489人以下	6,210,890	517,570	4,576,390	381,360
559人以下	6,625,640	552,130	4,881,990	406,830
629人以下	7,247,750	603,970	5,340,380	445,030
699人以下	7,869,860	655,820	5,798,770	483,230
769人以下	8,491,980	707,660	6,257,170	521,430
839人以下	9,114,090	759,500	6,715,560	559,630
909人以下	9,736,200	811,350	7,173,960	597,830
979人以下	10,358,320	863,190	7,632,350	636,020
1,049人以下	10,980,430	915,030	8,090,750	674,220
1,050人以上	11,602,540	966,870	8,549,140	712,420

※年間延べ利用子ども数の対象となる子どもは、休日保育加算において対象となる当年度における利用子ども数とする。

iii) 休日保育加算の人件費相当額

【休日保育加算の人件費相当額 計算式】

(① + (② × 処遇改善等加算 I 加算率 × 100)) - ③ × 支給認定月数)

単位：円

年間延べ利用子ども数区分	施設分類A		施設分類B		控除額 ③
	①	②	①	②	
210人以下	262,800	2,620	196,600	1,960	63,068
279人以下	281,400	2,810	210,300	2,100	65,748
349人以下	318,800	3,180	237,100	2,370	71,106
419人以下	356,100	3,560	263,900	2,630	76,464
489人以下	393,400	3,930	290,800	2,900	81,822
559人以下	430,800	4,300	317,600	3,170	87,181
629人以下	468,100	4,680	344,400	3,440	92,539
699人以下	505,400	5,050	371,300	3,710	97,897
769人以下	542,800	5,420	398,100	3,980	103,255
839人以下	580,100	5,800	424,900	4,240	108,613
909人以下	617,400	6,170	451,800	4,510	113,972
979人以下	654,800	6,540	478,600	4,780	119,331
1,049人以下	692,100	6,920	505,400	5,050	124,689
1,050人以上	729,400	7,290	532,300	5,320	130,047